

民法の一部を改正する法律案 本会議代表質問

平成 30 年 5 月 30 日

立憲民主党・民友会

有田芳生

立憲民主党・民友会の有田芳生です。

成年年齢を 18 歳に引き下げる民法改正案について質問する前に、まず加計学園問題についてお聞きします。加計孝太郎理事長と総理が 2015 年 2 月 25 日に面会して獣医学部創設について 15 分間話し合ったとする愛媛県文書について、真相はいまだ明らかではありません。

加計学園は報道機関にあてて総理と理事長の面会はなかったとするファクスを 2 度流しました。しかし、この FAX が真実であるとの確認がとれていません。まさに怪文書レベルです。このファクスが真実であるというのなら、責任者である加計孝太郎理事長が堂々と記者会見をして事実経過を明らかにするのが真っ当な対応ではないでしょうか。愛媛県知事は「普通はまず関係者に謝罪し、説明する」といまだ学園から連絡がないことに強い怒りを表明しています。面会があったのか、なかったのか。総理の言葉と加計学園の紙っぺら一枚、たった 6 行、200 字程度の一方的弁明はあっても、それが事実であるかどうかの確定はいまだできていません。

5 月 26 日、27 日に毎日新聞が行った世論調査では、総理が加計学園の獣医学部新設の構想をはじめて知ったのが 2017 年 1 月だったとする説明を「信用できない」が 70 パーセント、「信用できる」はわずか 14 パーセントでした。加計学園理事長と愛媛県知事の証人喚問をぜひとも実現しようではありませんか。公文書の捏造、改ざん、破棄、隠蔽。法務大臣はこうした問題をどう認識されているのか、率直にお答え下さい。

さらに森友学園問題。安倍総理は昨年 2 月 17 日、国有地売却について「私や妻が関係していたということになれば首相も国会議員も辞める」と答弁しまし

た。ところが今月 23 日に財務省が国会に提出した森友学園との交渉記録には、昭恵夫人付の政府職員が、国有地取引について「優遇が受けられないかと総理夫人に照会があり」財務省に問い合わせたことを示す文書がありました。官房長官は昭恵夫人付きの政府職員が勝手にやったことと語りましたが、ならばこの政府職員は籠池夫人とのやりとりがあった昭恵夫人の携帯電話のメールを勝手に盗み見し、あるいは留守番電話を勝手に聞いたとでもいうのでしょうか。ありえないことです。夫人は明らかに関係していたのです。総理が豪語したように「首相も国会議員も辞める」とした答弁を有言実行していただくではありませんか。いまさら「関係」を「贈収賄」に引き上げるのはあまりにも往生際が悪いと言わざるをえません。

2014 年 4 月 28 日、この日は籠池氏が近畿財務局に昭恵夫人とのスリーショット写真を提示し、「いい土地ですから前に進めて」という昭恵夫人の言葉を伝えています。暗礁に乗り上げていた契約交渉はここから大きく進みだしました。ところがなぜか約 950 ページの交渉記録にこの日のものはありません。さらに隠蔽が行われていると疑わざるをえません。財務大臣、記録をすべて出してください。

民法改正案に移ります。成年年齢を 20 歳としたのは 1876 年、明治 9 年ですから、それを 18 歳に引き下げるとするのは 142 年ぶりの抜本的な改革です。法務大臣にお聞きします。成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることについて、国民投票法や選挙権年齢を 18 歳に引き下げたから「それに合わせる」という理由ではなく、人間の成熟という視点からどのような検討が行われ、いかなる結論が出されたのですか、その時代認識をお答えください。

現状では成年年齢引き下げに伴う弊害への対応が十分だとはいえません。いまからご紹介する数字をしっかりと記憶に刻んでください。ヤミ金融事犯に対する相談件数です。直近の平成 29 年の年齢別内訳は、20 歳未満 31 件、20 歳代 1399 件、30 歳代 1743 件、40 歳代がいちばん多くて 2404 件です。これは警察庁によるまとめで、サラ金やヤミ金についての被害統計はありません。数字が問題なのではありません。一人ひとりの暮らしと人生に深い傷を与える被害を少しでも防止しなければなりません。ヤミ金の手口はきわめて巧妙で深化し

ています。「トイチ」は「10日で1割の返済」、ひどいケースでは「トゴ」といって「10日で5割の返済」を求められるケースさえあります。悪徳商法の加害者は、常に勧誘方法を最新のものに更新し、特定個人に狙いを定めたなら、集団で検討を加えるなど、まさに「アリ地獄」に引き込み、その結果、自己破産どころか自ら生命を断つ場合もあります。

福井大臣、こうした事実をどれだけ認識していますか。

成年年齢が下げられると何が問題なのでしょうか。民法第5条第2項では「未成年者取り消し権」つまり成人に達していない者が契約をしたとき、親権者がその契約を取り消すことができます。しかしこれが18歳にまで引き下げられれば、サラ金だけでなく、ヤミ金の被害もさらに拡大するでしょう。国家公安委員長にお聞きします。サラ金被害やヤミ金被害の実態をどう把握していますか。また、いまの未成年者および若い世代の消費者被害を防ぐためにどんな対策が取られているのでしょうか、福井大臣、課題とともに具体的にお答えください。

国民生活センターによると、20歳を境にして消費者被害の相談件数は急増します。日本弁護士連合会が国民生活センターのデータに基づいて分析した結果では、相談件数を20歳前後で比較すると、「マルチ取引」の相談は約1.2・3倍、「ローン・サラ金」の相談は約1.1・3倍と20歳を境に急増です。これは悪質業者の側からすれば、未成年者取り消し権の対象にならない若者が格好のターゲットになることを示しています。政府はそれがわかっているから内閣府大臣官房政府広報室のオンラインで「新成人の皆さん、20歳になると、未成年のころより消費者トラブルに巻き込まれることが大きく増えます」と注意を喚起し、「未成年者の場合、親権者の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが、成人になるとそうした保護はありません」と通告しているのです。これだけでは消費者被害対策は不十分ではないかと思いますが、福井大臣いかがでしょうか。

平成21年、2009年の法制審議会が大臣に答申した「民法の成年年齢の引き下げについての意見」では「成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」とあります。しかしこの文言のあとには3つの条件が述べられています。第1に

「ただし、現時点で引き下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引き下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である」、第2に「これらの施策の効果が十分に発揮され」とあり、第3に「その効果が国民の意識として現れた段階」にとあります。まとめると「消費者被害の解決」に資する施策の実現が必要であり、その「効果が十分に発揮」され、「国民の意識」でも一般化することです。法制審の答申から9年。サラ金被害やヤミ金被害はより深刻に推移しています。法制審3条件は満たされていません。法務大臣は説得力ある説明ができるでしょうか。大切なことは「ヒモノ」のような言葉ではなく「ナマモノ」としての現実です。

衆議院本会議で民法改正案が審議に入る前のことです。読売新聞が3月13日から4月18日まで郵送方式で行った世論調査では、賛成42パーセント、反対56パーセントと、賛成より反対が多い結果が出ています。内閣府は2013年10月を最後に「成年年齢に関する世論調査」を行っていません。その調査では「18歳・19歳の者が、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすること」に対して、「反対47・2%」「どちらかといえば反対32・2%」と、反対の合計は79・4%、約8割にのぼっています。その一方で「賛成7・4%」「どちらかといえば賛成11・2%」と賛成の合計は18・6%で、圧倒的に反対が多いのです。法案をまとめるには最新の世論調査が必要だと思いますが、なぜ5年間行わなかったのでしょうか。またこの世論調査の結果をどう受けとめているのでしょうか。法務大臣にお伺いし、質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。